

海

外

ビ

ジ

ネ

ス

リ

ポ

ー

ト

ICO



New York
ニューヨーク駐在員事務所

サン・ミゲル・デ・アジェンデの街並

A vibrant street scene in Mexico, featuring colorful buildings in shades of orange, red, and yellow. The street is lined with traditional architecture, including balconies with black wrought-iron railings and ornate street lamps. In the background, a hillside is visible with more buildings and a clear blue sky. A large, bold, yellow 'MEX' is overlaid across the center of the image. A 'No Parking' sign is visible on the right side of the street.

MEX

New York Representative Office



日系企業のメキシコ進出



はじめに

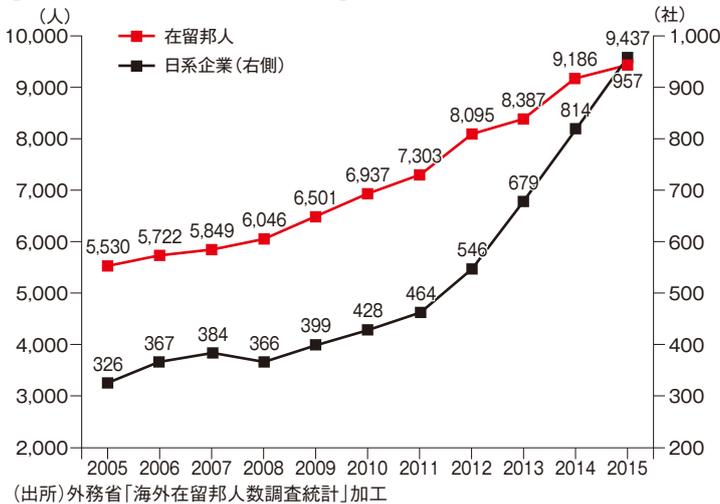
日本人にとってメキシコのイメージと言えば、「タコス」、「テキーラ」、「サボテン」あたりでしょうか。または、「ビーチリゾート」のカンクン、最近では、アメリカ大統領候補のドナルド・トランプ氏が国境に壁を建設すると言っている国くらいのイメージかもしれません。日本から遠く離れていることから、なじみのある国とは言い難いかもかもしれませんが、今、日系企業にとってメキシコは注目の国となっています。特に自動車関連産業を中心として、日系企業のメキシコ進出が相次いでいます。

メキシコの日系企業数は、2005年には326社ほどだったのですが、2015年には約3倍の957社へと増加しています。2019年からはトヨタ自動車もメキシコの中央高地に位置

するグアナフアト州に本格進出するなど、今後も自動車関連産業を中心に日系企業のメキシコ進出は続いていくといわれています。

現在のところ、日系企業の進出は自動車メーカーが中心となっていますが、自動車メーカーが進出すれば、自動車部品メーカーも進出することが予想されます。日系企業の工場が進出すれば、日本人社員が増えるでしょうし、その家族もついてくることで在メキシコの日本人が増えてくることでしょう。メキシコ国内の在留邦人数もいまや1万人に達する勢いとなっています。日本人が増えれば、メキシコ各地に日本人コミュニティが形成され、製造メーカーに限らず、食品やレストラン・医療教育といった日本人向けのサービスを提供する企業が増えてくることが予想されます。今後ますます、日本とメキシコの関係が深くなっていくことが期

【在留邦人と日系企業の推移】



(出所) 外務省「海外在留邦人数調査統計」加工



待されます。
では、なぜメキシコにはこんなにも日系企業が進出し、その存在が注目されるようになってきたのでしょうか？メキシコという国、そして、その魅力についてレポートしていきます。

メキシコ(正式にはメキシコ合衆国)について

メキシコは、北アメリカ大陸の南部に位置し、面積は日本の約5倍、人口は約1億3千万人、2015年の名目GDP(USD)ランキングは世界第15位、OECD(経済協力開発機構)に加盟している先進国のひとつです。アメリカ大陸では、アメリカ、ブラジル、カナダに次ぐ規模の経済大国であり、過去5年間の人口増加率は年率平均1.4%で平均年齢は27歳と若い人口構成になっています。今後も経済成長が見込める国のひとつとなっています。

メキシコは、1428年にメキシコ中央部に誕生したアステカ帝国が1521年にスペインによって滅ぼされたあと、約300年にわたってスペインによる統治を受けました。アメリカ独立戦争などに触発されたことで、1810年から独立戦争が始まり、1821年にはスペインから独立。その後、アメリカとの戦争や内戦状態、メキシコ革命を経て現在に至ります。現在は、2012年に就任したペニャ・ニエト大統領のもとで、エネルギー改革、財政改革、通信改革、教育改革、政治選挙制度改革及び労働改革に着手し、憲法改正や関連法案等を成立させ、大規模かつ迅速に構造改革を進展さ

せています。

1965年にマキードラと呼ばれる税制優遇措置が制定され外国資本誘致のための保税加工制度が導入されてからは、アメリカや日本をはじめ多くの国がメキシコへ投資してきました。1994年にNAFTA(北米自由貿易協定)が締結されてからは、世界最大の経済大国であるアメリカへ関税なしで輸出できるという利点も相まって、急速に注目を浴びる存在となりました。自由貿易主義を貫くメキシコは、FTA(自由貿易協定)の締結を積極的に進めてきた結果、現在では世界46カ国との間で締結するに至っています。

メキシコのFTA締結国は、アメリカ・日本・EU等の主要な先進国をはじめとして、多数の中南米諸国も含まれます。多数の国に無税で輸出できるFTA網を利用できることから、メキシコを重要な輸出拠点として位置づける動きが広がってきました。

また、地理的にも、アメリカ大陸の中間に位置し、太平洋と大西洋側の両岸にコンテナ港を持っていることから、北アメリカと南アメリカ、太平洋と大西洋をつなぐ重要な拠点となっております。

現在交渉中のTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)にもメキシコは参加しており、TPP締結の際には、現在締結が遅れているアジア大洋州諸国とのFTA締結となることから、メキシコの魅力はさらに増していくことが期待されています。

【メキシコのFTA発効・署名・交渉状況】

FTA	発効日	メキシコの貿易に占める構成比(2014年)		
		輸出	輸入	
発効済み	北米自由貿易協定(NAFTA)	1994/1/1	82.9	51.3
	メキシコ・コロンビアFTA(IG3FTA)	1995/1/1	1.2	0.2
	メキシコ・チリFTA	1999/8/1	0.5	0.4
	メキシコ・イスラエルFTA	2000/7/1	0.0	0.2
	メキシコEU(28ヵ国)FTA	2000/7/1	5.1	11.1
	メキシコEFTA(4ヵ国)FTA	2001/7/1	0.4	0.5
	メキシコ・ウルグアイFTA	2004/7/15	0.1	0.1
	日本・メキシコ経済連携協定	2005/4/1	0.7	4.4
	メキシコ・ペルー通商統合協定	2012/2/1	0.4	0.3
	メキシコ・中米単一FTA(5ヵ国)①	2013/9/1	1.2	1.2
	メキシコ・パナマFTA	2015/7/1	0.3	0.0
	合計 11協定(46ヵ国)	-	92.8	69.7
署名済み	太平洋同盟(チリ、ペルー、コロンビア)	-	2.2	0.9
	メキシコ・ブラジル経済統合戦略協定	-	1.2	1.1
交渉中	メキシコ・韓国経済補完戦略協定(凍結中)	-	0.5	3.4
	環太平洋パートナーシップ(TPP)	-	0.5	2.7
			(84.4)	(54.6) ②

(注)①中米単一FTAは、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラガ。
②TPPのかつこ内数値は、FTA発効済みの国を含む。

(出所)JETRO 世界貿易投資報告(2015年版)

【メキシコの基本情報】

人口	約1億2,701万人(2015年国連)
面積	196万平方キロメートル(日本の約5倍)
首都	メキシコシティ
民族	欧州系(スペイン系等)と先住民の混血(60%)、先住民(30%)、欧州系(スペイン系等)(9%)、その他(1%)
言語	スペイン語
宗教	カトリック(国民の約9割)
元首	エンリケ・ペニャ・ニエト大統領(2012年12月1日就任、任期6年)
名目GDP総額	11,443億ドル(2015年)
一人当りGDP(名目)	9,009ドル(2015年)
実質GDP成長率	2.5%(2015年)
消費者物価上昇率	2.13%(2015年)
失業率	4.35%(2015年)
通貨	1ドル=約17.93ペソ(2016年5月メキシコ中銀)
主要貿易相手国	1994年のNAFTA発効以降、米国との経済関係が強まり、輸入全体の約47%、輸出全体の約81%を米国が占める(2015年メキシコ経済省)

(出所)外務省、メキシコ政府、メキシコ中銀、IMF

日本とメキシコの関係

日本とメキシコの交流の歴史は、約400年前の江戸時代にまでさかのぼります。伊達政宗の命を受けた支倉常長ら慶長遣欧使節団が立ち寄ったメキシコですが、その後は江戸幕府の鎖国により一旦は交流が途絶えました。明治維新による日本の開国に伴い、再び交流が始まり二国間で通商条約が締結されました。

なお、1888年(明治21年)に日本がメキシコと締結した日墨修好通商条約(墨メキシコ)は、日本にとって事実上はじめての平等条約でもありました。

こうした長い歴史を持つ日本とメキシコの関係は、2005年4月に発効となった「日本メキシコ経済連携協定(日墨EPA)」により、ビジネス面においてもより強固なものとなり、二国間の貿易額は2005年以降、輸出入ともに増加し続けています。本協定は農産品分野を含む本格的なFTAとなっており、物・品・人・サービス・資本の自由化および円滑化、競争政策、ビジネス環境整備などについて取り決められています。この日墨EPAに基づく特惠関税率適用により、日本はアメリカに次ぐメキシコ農産品の輸出先となりました。一方で、日墨EPAの締結により、日本はNAFTAやEU・メキシコFTAなどを利用して、関税面での優位性を築いていたメキシコ市場にアクセスできる環境が整ったことから、日系企業のメキシコ進出が近年、盛んになってきました。そのなかでも、特に自動車産業のメキシコ進出が注目を浴びるようになりました。

日系企業のメキシコ進出

現在、メキシコには世界各国の製造業がこぞって進出をしています。一般的にメキシコには、以下のメリットがあると言われています。

- ① 地理的なメリット…世界有数の経済大国であるアメリカへ陸続きで隣接しており、中南米諸国とも近接している。また、太平洋・大西洋の双方に港を保有していることから四方面へのアクセスが非常に便利となっている。
- ② 貿易政策…メキシコは、アメリカ・EU・中南米諸国とFTAを積極的に締結しており、その数は今や世界46カ国となっている。こうした関税面での優遇を享受できることもあつて、各国にとってメキシコの生産拠点、貿易の重要拠点としての魅力が増している。
- ③ 労働コスト…若い人口構成かつ穏健な労働組合の存在もあり、中国やブラジル等の新興国で労働コストが上昇するなか、安価な労働コストと低く安定した賃金上昇率を保っている。賃金水準は中国・マレーシア・タイ・インドなどと同程度となっている。

このような魅力をもつメキシコには世界各国の製造業、とりわけ欧米系自動車メーカーが進出してきましたが、近年、日系完成車メーカー各社の本格進出、さらに自動車部品・鉄鋼等企業の進出が活発となっています。メキシコは日本の自動車産業にとって、米州展開の戦略拠点に変化してきています。

メキシコの2015年の自動車(大型バス・ト

【日本-メキシコ、二国間の貿易額】

(百万ドル)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
対メキシコ輸出	6,881	9,280	10,176	9,957	6,835	9,576
対メキシコ輸入	2,542	2,838	3,169	3,819	2,796	3,487
収支	4,339	6,442	7,007	6,138	4,038	6,090

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
対メキシコ輸出	10,026	10,572	9,688	10,619	10,472
対メキシコ輸入	3,970	4,401	4,219	4,288	4,748
収支	6,056	6,171	5,469	6,331	5,724

- ・日本の全貿易額に占めるメキシコのシェア(2015年/IMF) 輸出 1.7% 輸入 0.7%
 - ・メキシコの全貿易額に占める日本のシェア(2015年/IMF) 輸出 0.8% 輸入 4.4%
 - ・日本の主要輸出品目
自動車部品、自動車、鉄鋼のフラットロール製品、音響・映像機器の部分品、金属加工機械等
 - ・日本の主要輸入品目
電気機器、科学光学機器、豚肉、一般機械、塩、果実、自動車、非鉄金属鉱等
- (出所) 外務省、IMF

【メキシコのインフラ網(例:高速道、港湾)】



(出所) 在メキシコ日本国大使館
(メキシコ経済・自動車産業概観-相次ぐ日系企業の進出-)



トラック除く生産台数は339万9,076台、輸出台数は275万8,896台といずれも過去最高となり、2年連続で中南米最大の自動車生産国となりました。そのなかで、日系企業の占める割合も増加しています。また、日本のメキシコ国内への対内直接投資額は、自動車産業を中心に13億2,890万ドルであり、アメリカ・スペインに次ぐ第3位となっています。とりわけ日本からの投資のうち、製造業は11億9,420万ドルとほぼ9割を占め、うち自動車産業(完成車、自動車部品製造)が9億2,080万ドルとなっています。

最後に

これまで様々な側面からメキシコという国をみてきましたが、日本とメキシコの関係は今後も、よりいっそう深いつながりが期待できるのではないかと考えます。今までは、日系完成車メーカー中心であった自動車産業の進出も、メキシコにおける自動車生産台数の増加に伴って、自動車部品メーカー各社(一次サプライヤー・Tier 1企業だけでなく、二次、三次サプライヤー・Tier 2,3)の進出も増えています。日系企業進出数の増加によって、日本人社員やその家族も含めた駐在員の

数もますます増えていくこととなります。2016年1月には、良好な二国間関係ならびに中央高原(バビオ)地域を中心とした進出日本企業及びこれに伴う現地在留邦人の増加等を背景に、グアナフアト州レオン市に在レオン日本国総領事館が新設されました。今では、日本人のための住宅建設、レストラン・スーパーの進出も進んでいます。当地における日本語・スペイン語を話すことのできるバイリンガル人材の需要も高まっているとのこと。このような状況のなか、今後は、日本製品・日本文化、日本食などの需要増も期待されます。従来の製造業中心の日系企業によるメキシコ進出も、他産業分野に波及していくことが想定されます。

一方、メキシコに進出する企業にとって心配のタネは当地の治安問題であり、国内物流における貨物の盗難リスクや日常生活における犯罪等がありますが、州・政府をあげての治安対策の強化により徐々に改善されつつあるとのこと。

日本にとって地理的に遠いメキシコですが、2017年2月からは、ANNAが成田〜メキシコ間の直行便運航を開始するなど、メキシコへのアクセスは格段とよくなっていくことが見込まれています。TPPの成立について不透明な部分は多いですが、日本企業・在留邦人の増加に伴い、日本とメキシコ両国間の結びつきはますます強まっていくことと見られます。今後、メキシコが日本にとって熱い国となっていくことが期待されます。

(ニューヨーク駐在員事務所 蒲原直樹)

【製造業労働者(一般エレベル)の月給比較(2014~2015年)】

(単位:ドル)

米州		欧州		アジア大洋州	
国名	月給	国名	月給	国名	月給
カナダ	3,680	ドイツ	4,013	オーストラリア	3,823
米国	2,958	英国	3,349	日本	2,216
アルゼンチン	1,375	フランス	2,851	韓国	1,729
ブラジル	1,012	スペイン	2,368	中国	443
チリ	660	トルコ	2,261	マレーシア	418
コロンビア	602	ロシア	1,091	タイ	363
ペルー	464	ハンガリー	974	インドネシア	241
パラグアイ	392	ポーランド	917	インド	233
メキシコ	316	ルーマニア	510	ベトナム	165

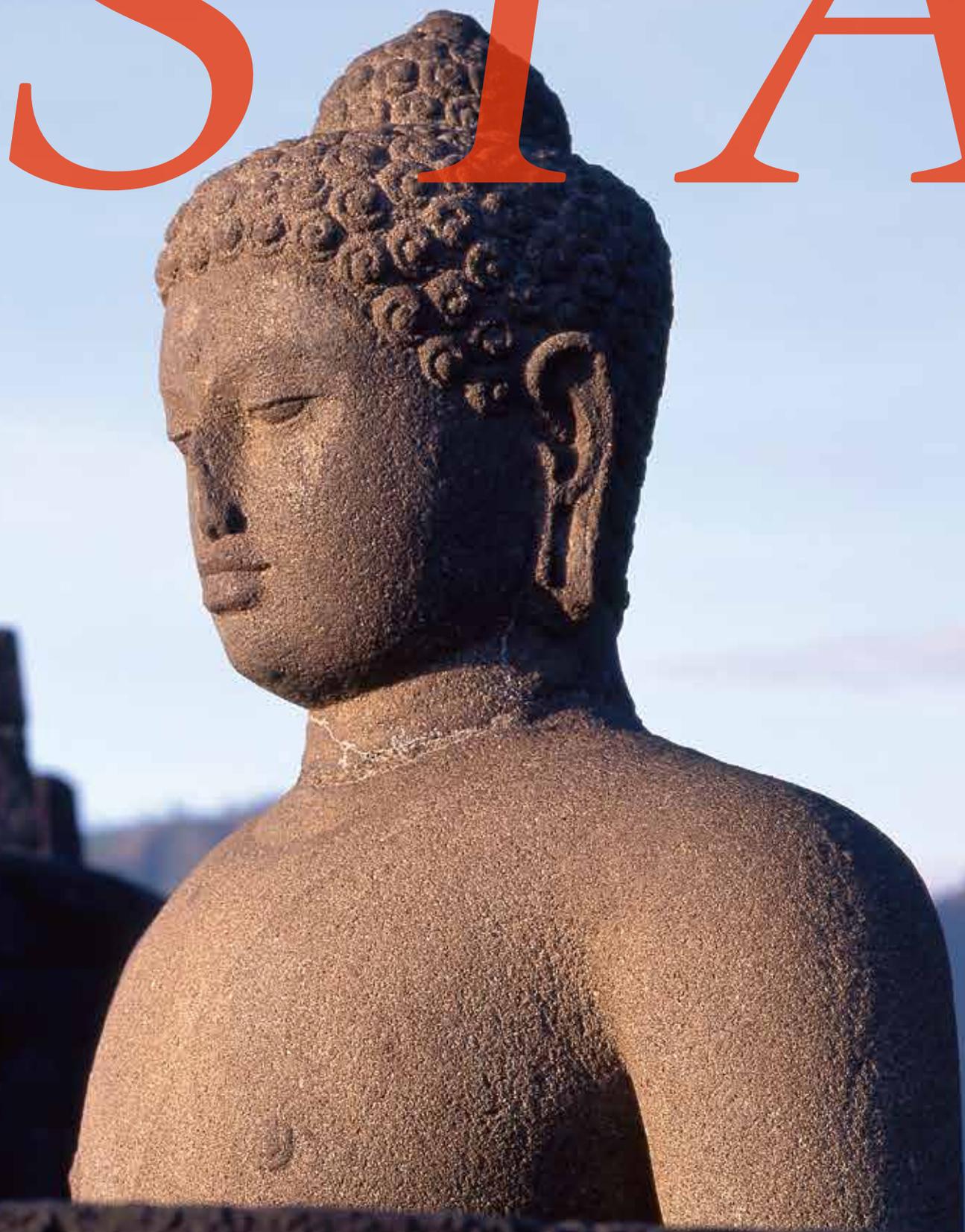
(注)1カ国複数都市が調査対象となっている場合は平均値を用いている。
(出所)JETRO メキシコ・リスクマネジメント研究会報告書「投資コスト比較調査」

【主な日系企業のメキシコの拠点】



(注)予定、合併を含む。複数の州に拠点を持つ企業もある。
(出所)日本経済新聞社

SLIA



海	外		
ビ	ジ	ネ	ス
リ	ポ	ー	ト

A



誘致に動き出した香港

地域統括会社・金融統括会社 (コーポレート・トレジャリーセンター…CTC)

はじめに

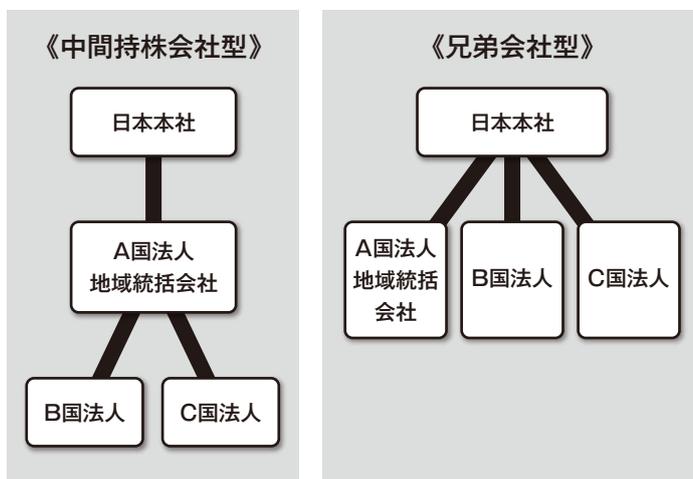
香港は、自由な外貨管理、優れた資本・金融市場、世界最大のオフショア人民元市場、簡素かつ低税率な税制、中国返還後も「一国二制度」の下で、英国法に準拠した法制度の完備、国際人材が豊富といった面から地域統括会社の設置候補地として考えられています。その一方で、香港と同様に地域統括会社の設置候補地として候補に挙がるシンガポールと比べて、政府の積極的な関与や優遇税制がないことが地域統括会社誘致に不利に働いていると言われていました。

また地域統括会社の重要な役割・機能の一つ

であるグループ内キャッシュマネジメントを行う上で税務上の取扱いにミスマッチが生じる問題も香港は抱えていました。

これら二つの課題を解決するべく、香港特別行政区は2015年12月に地域統括会社向けの優遇税制を含む税制改正案を公示し、同年同月に立法議会で審議が開始され、翌年(16年)6月に法案が可決されました。これにより、現在アジア各国で繰り広げられている地域統括会社誘致を巡る熾烈な競争に拍車がかかるものと考えられています。

【地域統括会社の代表的な形態】





地域統括会社が設置される理由

日系企業は国内需要が伸び悩む中、コスト削減の為に生産拠点を労働コストの安いアジアに求めました。その後のアジアは経済発展に伴う消費市場として魅力が高まり、または災害・テロ等の発生リスクに対応するためにアジアの複数国に拠点を持つ日系企業が増えてきました。その為、国を跨ぎ拠点が増えることにより、複数の重複する企業活動(財務機能、労務機能、販売推進機能など)を集約し効率よく運営したい、または各国の情報をいち早く把握したいという日本本社の意思として、生産拠点・消費市場に近い地域にまとめ役となる地域統括会社を設置、活用する動きが広がっています。設置される地域統括会社に管理する会社の持ち株を保有するかしないかにより、大きく2つの形態に分類することができます。地域統括会社が株式を保有する場合には、会社の所有者として強いガバナンス機能を発揮することが可能となります。

地域統括会社の役割・機能

前述したように地域統括会社の役割は、日本

本社に代わり、その地域のまとめ役として活動することであり、国・地域に分散した子会社の業務の一部を代行し、効率的に運営することが求められています。主な活動機能として、以下の5つの機能があります。

- ① 経営企画機能・地域全体の経営戦略の立案、投資計画・中期経営計画の立案
- ② 業務支援機能・バックオフィス業務(人事、法務、税務、会計、内部統制など)を集約・統合することによるコスト削減と効率化
- ③ 持ち株機能・子会社への投下資本を配当として回収・再投資
- ④ 金融・財務統括機能・子会社間での資金の有効活用
為替リスクの一括管理による全体としての為替リスク軽減
資金調達窓口の一本化
ラインボイスによる商流管理
- ⑤ 販売・物流・生産管理・技術支援統括機能・マーケティング、新規販売先開拓、仕入・物流の管理

このような機能を日本本社に代わり調整する為、地域統括会社には様々な権限が委譲され、

【表1 地域統括会社が持つ様々な機能】

経営企画機能	<ul style="list-style-type: none"> ●地域全体の経営戦略 ●投資計画・中期経営計画の立案
業務支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ●バックオフィス業務(人事、法務、会計、内部統制など)を地域単位で集約 ⇒バックオフィスの効率化とコスト削減
持ち株機能	<ul style="list-style-type: none"> ●子会社への投下資本を配当金として回収・再投資
金融・財務機能	<ul style="list-style-type: none"> ●子会社間での資金の有効活用 ●為替リスクの一元管理による全体としての為替リスクの軽減 ●資金調達窓口の一本化 ●ラインボイスによる商流管理
販売・物流・生産管理・技術支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ●地域内の販売・マーケティング ●新規販売先開拓 ●仕入・物流管理

迅速な意思決定を任されています(また、そうあるべき)。また一つの地域統括会社が全ての機能を併せ持つ必要はなく、各機能ごとに分散して複数の地域統括会社を設置している企業もあります(コストは必然と高くなります)。

一方、業務を委託した子会社では、本業(製造など)に専念することが可能となり、生産性の向上が期待されます。※機能集約例および業務集約例は図1, 2を参照

地域統括拠点を設置するに当たって考慮すべきポイント

地域統括会社を積極的に誘致するアジア各国は様々な投資優遇制度を導入(香港は'16年4月以降)しています。しかしながら、優遇税制以外にも企業がどこの国・地域に地域統括会社を設置するかを判断する上で重要なことは、以下5項目が揃っていることが大前提となります。

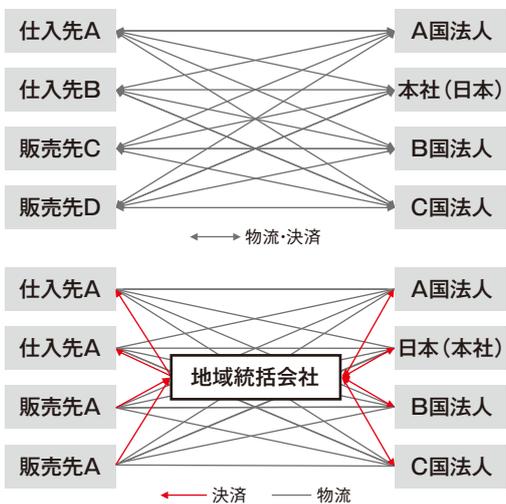
- ① 地理的優位性…管轄地域へのアクセス
- ② 金融センターの存在…資金調達の利便性
- ③ 充実したインフラ整備(情報通信、生活環境、医療環境、物流)…駐在員の居住環境、円滑な物流

- ④ 政治の安定性と各種法制度の透明性…長期的経営判断が可能
- ⑤ グローバル人材の確保のしやすさ(語学、教育水準の高さ)…ビジネス能力の高さ

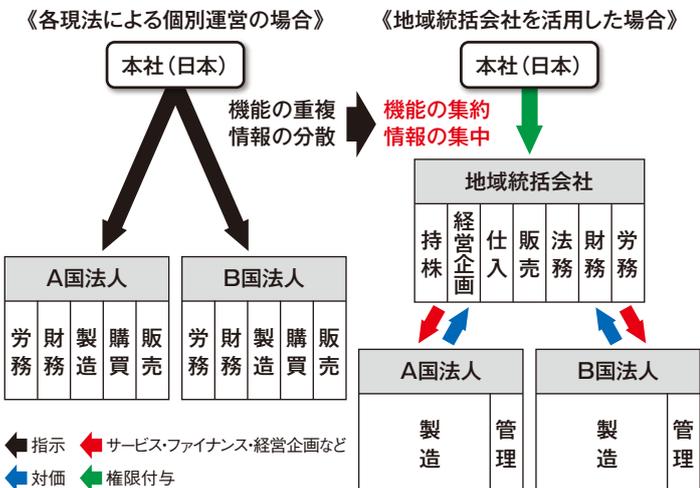
香港におけるコーポレート・トレジャリーセンター(CTC)の優遇税制

冒頭に述べたように、香港政府は今まで地域統括会社向け優遇税制を有しておりませんでした。その理由として、香港には競争力の高いビジネス環境が整っており、尚且つ簡素で低税率(通常の法人税が16.5%、オフショア所得・キャピタルゲイン非課税)な税制度が既に存在していた為です。しかしながら、アジア各国が産業の高度化や雇用増加を目的にグローバル企業誘致の為に各種優遇措置を強化してきたことにより、相対的に香港の魅力が低下してきました。その為、今年6月に財務・金融統括機能を持つ地域統括会社(香港ではCTC: Corporate Treasury Centersと称される)向け優遇税制を含む税務改正が行われました。以下にCTCに関する主な改正ポイントを示したいと思います。

【図2 貿易決済の効率化例(決済代行、リインボイス)】



【図1】





- ① 適格CTCの適正な利益に対する優遇税率
適用…通常16・5%↓8・25%
- 適格CTCとは、以下の3つタイプのいずれかの要件を満たす必要がある
1. 対象年度において香港で以下のような機能のみを行っている【専門型CTC】
 - i) 香港外のグループ会社の貸付・グループ会社からの借入
 - ii) 香港外のグループ会社に対するコーポレート・トレジャリーサービス(企業財務サービスなど)の提供
 - iii) 香港外のグループ会社に対するコーポレート・トレジャリー取引(借入れに対する保証、スタンドバイL/C、為替ヘッジ取引など)の開始・契約締結
 2. セーフハーバールールを満たしている
- 【多機能型CTC】
利益と資産のうち75%以上がCTCの機能によるもの
3. 内国歳入庁長官による認定を受ける必要
- 【認定型CTC】 詳細は表2を参照
- ② CTCが香港外のグループ会社に支払った借入金利の損金算入が可能
香港でコーポレート・トレジャリー活動に基づ

く香港外のグループ会社からの借入に対する利払い利息が、一定の条件を満たす場合には、損金算入が可能となり、税務上のミスマッチの解消が行われました。

※詳細は表3を参照

優遇税制の実体

香港を中心に各国の優遇内容を紹介しましたが、優遇の恩恵を受けるには各国それぞれの優遇条件をクリアしなければなりません。しかしながら、税制の優遇を与える国側の立場からすると当然税収が減るわけですから、その対価として相応の投資金額、雇用拡大などの厳しい条件が地域統括会社に求められているのが実態です。香港大手会計事務所の担当者からは、香港に既に進出している地域統括会社は様々な統括機能を有しているため、セーフハーバールールをクリアすることが厳しく、今回新設されたCTC優遇税制が適用されることは考えにくいとのことでした。またタックス・コントロールが主目的のように語られることもある地域統括会社ですが、各国の優遇税制の恩恵を受けることは決して容易でないため、地域統括会社をどの

【表2 優遇条件】

対象企業 (資格要件)	<ul style="list-style-type: none"> ●当該年度において、CTCの中央管理と統制が香港で行われていること ●当該年度の適正な利益を生み出す活動が以下のいずれかで行われていること <ul style="list-style-type: none"> i) 香港でCTC自身が行っている ii) CTCの手配によって香港で行われている <p>以上、香港でのビジネスの実体要件</p>
対象企業 (事業要件) ※金融機関を除く	<ul style="list-style-type: none"> ●香港において1つ以上のコーポレート・トレジャリー活動のみを行っている企業 ●以下のi) 又はii) のセーフハーバールールをいずれかを満たす企業 <ul style="list-style-type: none"> i) 単年度セーフハーバールール <ul style="list-style-type: none"> ・財務統括会社の全利益に占めるコーポレート・トレジャリー活動に基づく利益の割合が75%以上 ・財務統括会社の総資産に占めるコーポレート・トレジャリー活動に係る資産の割合が75%以上 ii) 複数年度のセーフハーバールール <ul style="list-style-type: none"> ・直近2もしくは3年間の財務統括会社の全利益に占めるコーポレート・トレジャリー活動に基づく利益の割合の平均値が75%以上 ・直近2もしくは3年間の財務統括会社の総資産に占めるコーポレート・トレジャリー活動に係る資産の割合の平均値が75%以上 ●内国歳入庁長官の認定を受けた企業
適格コーポレート・トレジャリー活動	<ul style="list-style-type: none"> ●香港外のグループ会社に対する貸付・借入業務 ●香港外のグループ会社に対するコーポレート・トレジャリーサービス ●香港外のグループ企業の事業に関して、財務統括会社が自己勘定で行うコーポレート・トレジャリー取引
適用対象範囲	●2016年4月1日以降に受領又は発生した利益に対して適用

国・地域に設置するかを現在検討しているのであれば、多少の税金の差で判断するのではなく、本来の目的である『管轄地域』、『業務内容』を重視して設置場所を決定されることをお勧めします。

最後に

日本は人口減少に直面しており、今後内需が大幅に改善されることが見込まれにくい環境となつていきます。その為、中小企業を含む多くの日系企業が活躍の場を求め、成長著しいアジアを中心とする新興国へ積極的に進出しています。既に当行顧客の中にも複数の国に進出され、地域統括会社を設置されている会社もあります。

AEC発足、英国のEU離脱、製造業のサプライチェーン集積地の変化など企業を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。その変化に順応するためにも地域統括会社の存在はますます重要になってくるものと思われまます。地域統括会社を積極的に誘致している国には優遇制度上の良し悪しだけでなく、その国自体の強みや弱みも存在します。まずは会社が地域統括会社に、何を求めるのか目的をはっきりとさせ、設

置対象国・地域の様々な専門家に現地でも相談されることをお勧めします。

最後になりますが、当行駐在員事務所では現地に根差して活躍されている弁護士事務所、会計事務所、コンサルタント会社と良好なネットワーク関係を築いております。今回テーマとして取り上げた地域統括会社以外の法務、会計相談についても直接、現地の専門家から話を聞くことが可能です。是非、お気軽にお問い合わせください。

(香港駐在員事務所 石本 恒義)

【表4 各国の投資優遇税制(香港、シンガポール、タイ、マレーシア)】

	香港	シンガポール	タイ	マレーシア
制度名	CTC	RHQ/IHQ/FTC	IHQ	Principal Hub
現行法人税率	16.5%	17%	20%	25% (課税年度2016年より24%)
優遇法人税率	8.25%	RHQ: 15% IHQ: 0/5/10% FTC: 8%	0%	Tier1: 0% Tier2: 5% Tier3: 10%
対象収入	海外からの適格所得(マネジメントサービス、ロイヤリティ等※各国により定期は異なる) ※シンガポールは上記適格所得の増加分に対して			
優遇期間	定めなし	RHQ: 3年+2年延長 IHQ: 5~10年 FTC: 5~10年	15年	Tier1: 5年+5年延長 Tier2: 同上 Tier3: 同上
主な優遇条件	利益・資産割合	資本金、経費、雇用、 統括対象国数など	資本金、経費、 統括対象国数など	資本金、経費、雇用、 統括対象国数など

【表3 CTCが行う香港外グループ会社との貸付・借入に係る税務上の取扱い】

対象	香港でCTCとして行うグループファイナンス業務を行っている企業
受取利息	益金参入:香港で実行され貸付に対する利息 (香港域外で利用されるものを含む)
支払利息	損金算入(今回の変更点) 条件:通常の方法で香港外のグループ会社からの資金を借入れていること 香港域外の貸付人は受取利息に対して8.25%もしくは16.5%のいずれかの適用税率より低い税率で香港域外で課税されていること 香港域外の貸付人の受取利息の使用や享受に関して、他者への利息の移転に関して契約上または法的な義務によって制限をうけないこと



【CTC導入で存在感を示すことができるのか世界有数の金融都市セントラル】

※資料作成の出所:日本貿易振興機構(JETRO)HP、各国政府 HP、香港ポストを参照し、作成

※各国投資優遇税制記載は一部であり、また制度変更など行われるため、都度、各専門家に確認が必要となります

【JETROホームページ】

■投資比較

https://www.jetro.go.jp/world/search/cost_result?countryId%5B%5D=900&countryId%5B%5D=1100&countryId%5B%5D=1900&countryId%5B%5D=3500

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000338/asia_seisannetwork_5.pdf#search=%E9%A6%99%E6%B8%AF%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E7%B5%B1%E6%8B%AC%E4%BC%9A%E7%A4%BE

■香港

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/>

■シンガポール

https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_03.html

■タイ

https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_03.html

■マレーシア

https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest_03.html



超高層ビル群

海外進出 最前線

Representative Office

海外に進出されている福岡銀行箱崎支店のお取引先企業グループのご紹介です。

SGChina 株式会社西部技研

西部技研環境保節能設備(常熟)有限公司

1 はじめに

株式会社西部技研
(本社・福岡県古賀市)
は「独創と融合」を経営
理念として、同社独自の
ハニカム積層体製造技術
を活用した環境保全、

省エネルギー機器、部品の製造を行っています。
除湿機や全熱交換器(室内外の湿度と温度を
調整し冷暖房効率を向上させる装置)など日
本国内で高いマーケットシェアを誇る同社です
が、海外へ30年以上前から進出し、現在ではス
ウェーデン、米国、そして中国に製造拠点をかま
え世界40カ国以上へ製品を供給しており、近年
さらにグローバル展開を加速させています。今回
は海外製造拠点のひとつであり、来年で中国進
出10年を迎える中国江蘇省常熟市の現地法人
「西部技研環境保節能設備(常熟)有限公司」(S
GChina、以下「SGC」)の藤川総経理に話
をうかがいました。

2 高まるニーズ

SGCは、上海市から北西へ車で約1時間
半の常熟市に本社と工場を置き、日本と同様
に「ハニカム構造体」をコアとする全熱交換器、
除湿機、VOC(揮発性有機溶剤)濃縮装置の
製造・販売を行っています。「ハニカム」とは英語



で蜂の巣という意味で、体積に比べて表面積が広く、空気抵抗が小さいという特徴があり、音や衝撃を吸収したり、断熱したり出来る優れた機能があります。西部技研ではあらゆる素材をこのハニカム状に加工し、吸着剤などを効果的に塗布する事でハニカムに色々な機能を持たせ空調機用の機能性ローターを商品化しました。

中国国内では環境保護規制が日増しに厳しくなっていることから、特に光化学スモッグなど大気汚染を引き起こす原因物質であるVOCの濃縮装置の受注が伸びています。VOCは塗料や接着剤などから発生するため、当社のVOC濃縮装置を自動車の塗装工場や印刷工場等にある排ガス処理設備の前段機器として設置し、排気中の低濃度・大風量のVOCを高濃度・低風量に濃縮することで、VOC処理(燃焼)に要するエネルギーとスペースを抑え、設備費用とランニングコストを大幅に削減できます。現在も中国系、外資系を問わず対策が急務となっている企業からの引き合いが続いています。

3— これからの展望

中国政府は電気自動車など新エネルギーの普及、電子部品などハイテクノロジーの向上に力を入れており、今後、リチウムイ

オン電池や半導体の製造工場が急速に増えていくことが予想されるため、低湿度が要求される工場への除湿機およびドライルームといった除湿システムの需要取り込みにも力を入れています。

SGCの技術と製品群は、経済成長に伴い急激に社会問題化している「エネルギー問題」と「大気汚染問題」の改善に貢献するもので、今まさに時代が要求するものです。今後も製品販売を通じて、中国ならびに世界の省エネルギー活動や大気汚染防止活動の進展に寄与し、幅広く社会貢献していくことが我々の夢であり、SGCの使命でもあります。

4— おわりに

同社では、社内規則や安全・作業基準などのルールの遵守を日本並みに徹底する一方、働きがいのある職場と人材育成のため、社員の目標設定と実績に基づいた公正な人事評価を実践し、また中国では珍しい家族手当を導入するなど福利厚生にも力を入れ、転職の多い中国でも安定した社員定着率を維持しています。藤川総経理は「社員が、自分が働く会社の製品が母国の環境保護や省エネルギーに役立つことに何よりも誇りとやりがいを感じる企業でありたい」と仰っています。

時代が求める技術力と皆さんの結束力の融合によってSGCのさらなる飛躍が期待できます。

(上海駐在員事務所 平田 治郎)

PROFILE

現地法人：西部技研環保節能設備(常熟)有限公司
住 所：江蘇省常熟東南經濟開發區金麟路8号
T E L：+86-512-5230-3000

上海支店：上海市長寧區延安西路2299号
上海世貿商城11M12
T E L：+86-21-6236-3005

親 会 社：株式会社西部技研
住 所：福岡県古賀市青柳3108-3
T E L：092-942-3511



▲集合写真(事務所)



▲集合写真(工場)



▲同社外観



▲工場内の様子



▲VOC濃縮装置



高雄港と貨物船

海外進出 最前線

Representative Office

海外に進出されている福岡銀行湊町支店のお取引先企業グループのご紹介です。

マリンハイドロテック株式会社

MARINE HYDROTEC CO., LTD. (台湾海洋油圧機械科技股份有限公司)

1 はじめに

マリンハイドロテック株式会社は、1963年に以西底曳網漁業向け油圧機器の販売・修理業として営業を開始したところから始まり

ます。現在では、船用甲板機械システムの設計・製造サービスから販売、油圧システムのメンテナンスに至るまで総合船用油圧システムサプライヤーとして海外に代理店も置き、ワールドワイドに販路を拡大されています。今回は、マリンハイドロテック株式会社の海外現地法人である台湾海洋油圧機械科技股份有限公司を訪問し、木下総経理、酒井様にお話をうかがいました。

2 台湾進出の経緯と現在の事業内容

当社は、1987年に台湾のまき網漁船市場に参入しています。船舶油圧システム製品を主に遠洋漁船向けに納品しており、これまでに約100隻へ納品実績があります。台湾の業界内でもトップシェアを占めるようになってきた頃から、現地でのメンテナンス需要も高まり、取引先と造船所が集中する高雄市に2013年にマリンハイドロテック株式会社の100%出資子会社を設立しています。設立



当社製品が搭載されている船が東南アジア等にも転売されていますが、メンテナンス対応が可能な現地業者は少なく、ビジネスチャンスがあると考えています。また、中国本土も見様見真似でメンテナンスを行い、とりあえず直ればいい、動けばいいと考える業者が多く、技術者が不足しているという認識です。油圧のメンテナンス技

3 今後の展開

当初は日本人1名、現地スタッフ2名の体制でしたが、現在は日本人2名、現地スタッフ5名の体制で、漁船向けなどの船用油圧システム製品を日本から輸入し、販売すると共に、併設の工場にてメンテナンスを行っています。

現地の遠洋漁船は年に1回程の周期でしか寄港しないことから、現地企業は製品を一旦必ず船から降ろして、消耗部品を全て交換するのに対し、当社は必要に応じ製品を船から降ろして、交換が必要な部品のみ交換し、整備・メンテナンスを行っています。したがって当社のメンテナンスは価格競争力もあり、コスト意識の高いお客様の囲い込みに成功しています。

また、当社工場に設置されたハイレベルのテストスタンドを活用したメンテナンスも今後積極的に展開していく予定です。

4 最後に

術は当社が一番だと自負しており、台湾でも十分な社員教育を行いながら、台湾で油圧メンテナンスと言えば「TMHT（マリンハイドロテック株式会社）」というポジションを確立したいと思えます。また、将来的には台湾で育成した人材の中華圏での活用も視野に入れています。

一定の技術力があると言われる台湾において、当社は日本企業ならではのきめ細かい、また、価格競争力のあるサービスを提供されており、台湾でも今後更にお取引を拡大されていくことと思えます。また、台湾のみならず中国や東南アジアへのビジネスの広がりの可能性を感じました。

(台北駐在員事務所 平山 孝行)

PROFILE

現地法人：MARINE HYDROTEC CO., LTD.
(台湾海洋油圧機械科技) 股份有限公司
住所：台湾高雄市小港区台糖路7号
TEL：+886-7-806-2092
FAX：+886-7-806-2091

親会社：マリンハイドロテック株式会社
住所：福岡市中央区港3丁目50番1号
TEL：092-711-1091
FAX：092-711-1749



▲台湾海洋油圧機械科技股份有限公司の皆様



▲整備風景



▲パワーブロック動作テスト



▲テストスタンド



▲整備後出港前